

賛助会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は賛助会員が負担する会費の一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「本法人」という。）への支払いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会費の額)

第2条 賛助会員の会費の額は次のとおりとする。

- (1) 賛助会員が負担する会費の種別及び額は、別表の通りとする。
- (2) 本法人の事業年度の途中に入会した賛助会員の会費は、本法人が会費請求書または請求額が記載された電磁的記録を通知する日が属する月ごとに定める。

(賛助会費の請求と支払いの期日)

第3条 年会費の請求と支払いの期日は、次のとおりとする。

- (1) 入会手続きにおいて、賛助会員は本法人から賛助会員に送付される会費請求書または請求額が記録された電磁的記録に基づき会費を支払うものとする。なお、翌月末までに支払いがない場合は、入会手続きは取り消すものとする。ただし、翌月末が銀行休業日の場合は、その直前の営業日までに支払うものとする。
- (2) 年度更新において、賛助会員は翌事業年度分の会費を本法人から請求された所定の金額を2月27日までに支払うものとする。ただし、2月27日が銀行休業日の場合は、その直前の営業日までに支払うものとする。

(支払いの方法)

第4条 本法人の請求に対する賛助会員の支払いは本法人が指定した口座振替によるものとし、他の支払いの方法によることはできないものとする。ただし、入会初年度については口座への振込とすることができる。その際の口座への振込手数料は賛助会員の負担とする。

(遅延損害金)

第5条 賛助会員が本法人に対する支払いを期日までに口座振替が出来ない場合の遅延損害金については、支払期日の翌日から実際に支払いがあった日までの日数に応じ、次の計算式にて算出する。

$$\text{遅延損害金} = \text{遅延額} \times \text{遅延損害率} (\text{年} 6\%) \times \text{遅延日数} / 365 \text{ 日}$$

(返金)

第6条 賛助会員が本法人の会員でなくなった場合等理由の如何を問わず、一度納付した賛助会費についての払い戻しは行わないものとする。

(特定技能外国人の負担禁止)

第7条 本法人の賛助会員は、いかなる理由があっても、賛助会費について、直接的又は間接的を問わず、特定技能外国人に負担させてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、令和7年12月11日から適用する。

別 表

年会費（年額）

	① 正会員団体に所属する場合 ※1	②正会員団体に未所属の場合
中小企業	60,000円	63,000円
大企業	80,000円	83,000円

※1：賛助会員から申請があった場合、正会員団体に対して当該賛助会員の社名および所在地を提供し、所属の確認を行うことがある。

入会初年度について

① 賛助会員が、正会員団体に所属する場合

会費請求通知日が属する月	中小企業	大企業
4月	60,000円	80,000円
5月	55,000円	73,340円
6月	50,000円	66,670円
7月	45,000円	60,000円
8月	40,000円	53,340円
9月	35,000円	46,670円
10月	30,000円	40,000円
11月	25,000円	33,340円
12月	20,000円	26,670円
1月※2	15,000円	20,000円
2月※2	10,000円	13,340円
3月※2	5,000円	6,670円

② 正会員団体に未所属の場合

会費請求通知日が属する月	中小企業	大企業
4月	63,000円	83,000円
5月	57,750円	76,090円
6月	52,500円	69,170円
7月	47,250円	62,250円
8月	42,000円	55,340円
9月	36,750円	48,420円
10月	31,500円	41,500円
11月	26,250円	34,590円
12月	21,000円	27,670円
1月※2	15,750円	20,750円
2月※2	10,500円	13,840円
3月※2	5,250円	6,920円

※2：1月～3月に入会する者は、上記の入会初年度分の年会費とあわせて翌年度分の1年分年会費を合算して支払うものとする。

以上

附 則

令和7年度における賛助会員会費の金額について

一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「本法人」という。）の賛助会員が負担する令和7年度の年会費は、以下に該当する者については、賛助会員会費規程（2025年5月27日理事会決議）別表によらず、本理事会決議別表のとおりとする。

- 本法人が賛助会員の入会受付を初めて開始した日時点で、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第二条第一項第三号に定める構成員である者
- 本法人が賛助会員の入会受付を初めて開始した日時点で、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第二条第一項第三号に定める構成員でなく、かつ、2025年9月末までに本法人の賛助会員としての加入が認められた者

別 表

年会費（年額）

	①正会員団体に所属する場合	②正会員団体に未所属の場合
中小企業	30,000円	31,500円

大企業	40,000円	41,500円	

■改定履歴■

版数	発行年月日	改定内容
1.0	令和7年5月9日	制定
1.1	令和7年6月12日	令和7年度の賛助会員会費の金額に関する特例の制定
1.2	令和7年12月11日	第3条（賛助会費の請求と支払いの期日）の一部変更、別表「入会初年度について」の一部変更